# 「子どもの権利に関する推進計画 (素案)」に対する市民意見の募集結果について

## 1 意見募集実施の概要

# (1)意見募集期間

平成22年12月17日(金)から平成23年1月26日(水)まで

# (2) 意見提出者数、件数

大人 47人 (団体3含む、117件子ども 272人、369件

ΕV	大人	
区分	提出者数	構成比
10 歳代	0	0%
20 歳代	4	8.5%
30 歳代	10	21.3%
40 歳代	8	17.0%
50 歳代	9	19.1%
60 歳代	4	8.5%
70 歳代	3	6.4%
80 歳代	1	2.1%
不明	5	10.6%
団体	3	6.4%
合計	47	100.0%

豆八	子ども	
区分	提出者数	構成比
小学生	123	45. 2%
中学生	140	51.5%
16 歳以上	1	0.4%
不明	8	2.9%
合計	272	100.0%

## (3)提出方法の内訳

提出方法	大人	子ども
郵送	18	143
持参	1	0
ファックス	4	0
電子メール	4	0
ホームページ(意見フォーム)	19	0
学校等とりまとめ	_	129
その他	1	0
合計	47	272

# (4) 提出された意見の内訳

12日 こ 1072 応 20 07 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	区分		件数
			子ども
第	31章 計画の策定に当たって	3	_
第	32章 現状と課題	9	_
第	3 章 基本理念及び基本目標	4	_
第	34章 基本施策	82	353
	基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進	(21)	(80)
	基本目標 2 子どもを受け止め、育む環境づくり	(37)	(97)
	基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済	(17)	(127)
	基本目標 4 子どもの権利を大切にする意識の向上	(7)	(49)
第	第5章 計画の推進と評価 5		_
そ	その他、計画全体への意見		16
	合計	117	369

# 2 大人の意見の概要

# 第1章 計画の策定に当たって 3件

No.	意見の概要
1	自分さえ良ければよいという考えが多く思われる今、日本国憲法や子供の権利条約、札
	幌市子供の権利条例を子供時代に教え、自分の権利を主張し、他人の権利も守らなければ
	ならないことを、学校や、家庭、あるいは、地域で教えていかなければならない。
2	「2 計画の位置づけ」について、「さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)」が「総合的
	に目指した計画」であるのに対し、推進計画も総合的なものとなるはずであり、その関係
	性が不明瞭である。
3	素案文章では、行政としての主体性が感じられないため、「子どもの権利の保障の視点
	で、関連する取組」の表現を「子どもの権利を保障する視点で、関連している取組」に変
	更すべき。

# 第2章 現状と課題 9件

No.	意見の概要
4	子供が意見を言うことについて、子供との意見交換における子供の声の中に「間違いや
	批判を気にして意見を言う事ができない」、と記載されているが、大人社会でもスケープ
	ゴートは作られる。本題の議論を公に行う事が大切であることを子供に教えたらよい。
5	大人が子供とどう関わればいいのかがわからないという現状について、学校以外でもさ
	まざまな大人と子供の関わりを増やす必要があると思う。子供たちが地域のコミュニティ
	と積極的に関わる機会を作ることができればよい。
6	「いじめの状況等に関する調査」について、本人が特定できる調査は迅速な対応が期待
	できる反面、本音を記載できるのかが不安。本音をしっかりと受け止められるよう配慮す
	るか、生徒と学校(教職員・他の生徒)との信頼関係を築くことができるようなピア・サ
	ポートの導入などを期待したい。
7	課題 1「地域等における子どもの意見表明・参加の機会の充実」について、大人たちが
	忙しいがために子どもたちが自主的な活動を行える環境をつくることができないなどの
	問題から、子どもたちが活動しにくい環境であると感じている。学校単位に子ども会を組
	織し、有償ボランティアによる育成か児童館単位による組織化による支援が必要である。
8	課題 1「地域等における子どもの意見表明・参加の機会の拡充」について、たくさんの
	人と人とが触れ合う機会が必要だと感じる。また、意見表明についても欧米のようにディ
	ベートする機会を増やすことで自分の意見を言える場、他人がどう考えているかわかる場
	を多く提供してあげるべきだと思う。地域の人との関わりはもちろん、社会全体で子ども
	の生活や育ちを保障してあげられるような環境になってほしい。
9	課題 2「子どもの居場所の充実」について、集団活動を学ぶ場である学校現場では、し
	つかりとした予防的なカウンセリングを活用した人間関係づくりを期待する。また、他都
	市では、スクールカウンセラーがPTA活動にピア・サポートを導入し、親を元気にして、
	カウンセリングスキルを同時に理解してもらう場を設け、子どもや家族を元気にするとと もに地域活動の輪が広がったとの事例もあり、このような活動にも期待したい。
10	親題 2 の本文中の表現「人間関係の希薄化などの社会環境の変化」は「の」が連続して
10	「麻麹との本文中の表現「八間関係の布得化などの社云環境の変化」は「の」が遅続して     いて、メリハリが感じられないため、「人間関係の希薄化など、社会環境の変化」と変更
	いて、アリハリが感じられないため、「八间角床の布得化など、化云垛境の変化」と変更   する。
11	- 課題 3「子どもの権利の侵害への速やかな対応」について、過去に虐待を受けた親や再
11	「味ぬる・」ともの権利の反告、のなくがなれ心」について、過去に虐待を文けた続く符
	した家庭教育を受けていない親が、しつけと称して、子どもを虐待するという問題もあり、
	この親たちに対する教育についてもふれてほしい。
	また、お互いの違いを認め、尊重し合い、子どもの権利の侵害を未然に防ぐ環境づくり
	に学校も明記し、行政、学校、市民が一丸となり取り組む必要がある。
12	課題4が、課題の列記になっており、「取組の必要」な点が示されていない。
	AND THE STATE OF T

## 第3章 基本理念及び基本目標 4件

No.	意見の概要
13	「いい学校、いい大学、いい会社(最近は公務員)」をキャッチフレーズに多くの母親
	たちが子どもを育てている。
	限られたパイをめざすだけではなく、社会にどのように寄与していける人となりうるか
	を考えることの大切さをしっかり理解してもらえるよう、基本理念の趣旨に、「子どもは、
	<u>社会に寄与できる人をめざし、</u> 大人とのより良い関係の中で安心して過ごし、~」とアン
	ダーラインの部分を追記してほしい。
14	基本理念について、「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性
	を育むまちの実現」とあるが、本計画の基本理念が「まちづくり」になっているように感
	じる。
15	「基本理念」「基本目標」について、そうした結論に至るに当たり、現状認識はどうい
	うところにあったのか。子ども未来局や権利委員会は、現状認識をどのように議論された
	のかうかがいたい。
16	基本目標1「子どもの意見表明・参加の促進」の基本施策2「子どもの参加の機会の充
	実と支援」について、参加の機会は、「広げ、かつ充実」するべきと考えるため、「子ど
	もの参加の機会の拡充と支援」に変更すべき。

## 第4章 基本施策 82件

# 基本目標1「子どもの意見表明・参加の促進」 21件

# 基本施策1「子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり」7件

No.	意見の概要
17	基本施策が「雰囲気づくり」という記載になっているが、「雰囲気」よりも具体的な「環
	境整備」と表すべきではないか。
18	札幌市の条例に反対しているわけではないが、子どもの権利条約はもともと途上国のた
	めの条約であり、子ども意見表明をあえて条例で定めるほどのものなのかと思う。札幌市
	民は市政への関心が低いため、運用に当たっては、保護者や親に対し、啓発活動を充実さ
	せてもらいたい。
19	実際に子供が意見をまとめて大人のところへ持って行ったとして、その意見をきちんと
	受け入れてもらえなかった場合にフォローをする大人が必要。
	また、模範的・優等生的な意見ではなく、本音を意見できるような雰囲気作りが必要。
	学校・町内会のみならず、フリースクール等、現状に不満の多い生徒の意見も吸い上げて
	ほしい。
20	もっと親子の間での意見交換をする機会を作るべきだと考える。地域や学校単位で環境
	整備をすることも良いことだと思うが、親子関係の希薄化が問題視されている今日では特
	に、子どもにとって最も身近な存在である家族の中でこの計画どおりの環境を作っていく
	ことが先決だと思う。
	そこで、行政の側が親子参加型のシンポジウムなどを開催し、親にも子どもにもこの様
	な環境作りをするように、導くことがよい。
21	「子どもサポーター養成講座修了者の活用」について、次のとおり提案する。
	(1) 実践的な技法を数多く学ぶ機会をつくってほしい。例えば「ファシリテーションの
	スキル」を身につけることで、子どもの意見を広く深く引き出すことにつながる。「子ど
	も運営委員会」などの組織の支援者になれば、実際に機能する組織に育つ可能性が高い。
	(2) 子どもサポーターを「即戦力」にするために、講座は、区又は地区という小さな単
	位で開催するのが望ましい。サポーターが、お互いに仲間意識をもち身近な地域で活動に
	取り組みやすくすることで、小さな活動や実践が生まれ、その継続にもつながる。

No.	意見の概要
22	「子どもサポーター養成講座」をもっと多く開催し、子どもサポーターを多く養成する
	必要がある。
	また、子どもの意見表明をしやすくするため、あらゆる場面で「子どもサポーター」を
	活用する必要がある。
23	子どもの参画を促すファシリテーターには、大人と子ども双方の先入観を取り除き、両
	者が興味・関心を持って参加できる場づくりを目指す意識が大切。
	子どもの権利に重点が置かれすぎて、一方的なファシリテートをしていっては、大人の
	理解が得られない。バランス感覚ある大人がいることで、子どもの権利を見守り、遵守し
	ていく地域社会になっていくものだと思う。

# 基本施策2「子どもの参加の機会の充実と支援」 12件

No.	意見の概要
24	基本目標1の基本施策2の表題は「子どもの参加の機会の充実と支援」ではなく、「子
	どもの意見表明・参加の機会の充実と支援」と記載すべきであり、子どもの参加は、単な
	る参加を期待するものではなく、基本的に「意見表明・参加」と捉えるべきものである。
25	「子ども運営委員会」「子ども企画委員会」の設置について、子どもの意見を反映する
	のはよいが、子どもは基本的に視野が狭く、特に小・中学生であれば、建設的な会議を行
	うことは難しいと思う。意見を聞くのであれば、アンケートを行い、その結果を大人が尊
	重すればよく、形だけの運営委員会をつくるのであれば、意味はない。無理に委員会をつ
	くることで、子どもの権利の保障が進んだという印象を市民に与え、誤解を招くと思われ
	る。
26	自分の子供も児童会館を利用しているが、子供運営委員会のように、子供たちが積極的
	に意見できる場が増えて、子供目線での企画などが、より反映されることを願う。
27	「子ども運営委員会」・「子ども企画委員会」などの新規事業は望ましいが、「学校教
	育における子どもの参加の推進」事業では、「三者会議」をもっと各学校に導入するよう
	強く要請したい。これは国連子どもの権利委員会の勧告に応えるものである。
28	「子どもの権利推進アドバイザー」の具体的な事業がどのようなものであるのかが不明
	であるが、「子どもサポーター」と連動していくことが望まれる。
29	ピア・サポートは、小学生だけ、中学生だけではなく、広い年齢層が話し合える場であ
	ってほしい。
30	「まちづくりセンターを活用した地域への働きかけ」について、まちづくりセンター以
	外にも下記のような団体に協力してもらい、地域(町全体)で取り組むとよい。
	・学校、町内会等のほか、市内で活動している市民団体で企画運営しているコミュニティ
	スペース(コミュニティレストラン、地域のお茶の間等)に子供も参加し、地域の大人と
	の交流機会を増やす。
	・老若男女が集まりおしゃべりをする企画を行っているところ(ボラナビカフェのような   ヘボンスス # バガ # 1 、 ウハウ # の
	企画) に子供が参加し、自分自身の意見を話す場や機会を設ける。
	・市民団体等で行っている活動(地域のお手伝いサービスとして、例えば買い物代行、安
	否確認、お話相手、除雪、重い荷物を運ぶ、ゴミだし手伝い等)に可能な範囲で地域の子   世にも増れるです。 また、こせからのアイディアの意見な活動に供かけるとうにせる
	供にも協力してもらう。また、子供からのアイディアや意見を活動に生かせるようにする  ことで地域社会への参加を実感してもらう。
	ことで地域社会への参加を実際してものり。  ・市民団体等からアドバイスやフォローを受けながら、子供自身が考えた企画を具現化し、
	運営する機会をつくる。 (例・冬の除雪サービスを地域の子供たち自身で作った活動団体
	連善する機会をつくる。 (例・冬の味当り こへを地域の子供たら自身で作った活動団体   (生徒会、サークル、クラブ等)で請け負う)
	(生徒云、リーグル、グラブ等) (調り負り)   これらにより、自分の意見を述べることに自信がついたり、自分以外にもいろいろな考
	これらにより、自力の息光を述べることに自信が 3v たり、自力以外にもv ろv ろなる     え方のあることが理解できる。また、自分が地域社会の一員として役に立っているという
	実感を持てる。
	大宮とn くら。

No.	意見の概要
31	「まちづくりセンターを活用した地域への働きかけ」について、今回の案で、地域での
	事業計画に対する子どもたちの意見反映の機会を持つことは、事業を推進する立場から賛
	同する。
	具体的な進め方は、「まちづくりセンター」を介して各団体の考えを尊重し、年度計画
	実行段階で実施できれば、より実のある成果が期待できると考える。
	例えば、次のようなことができないか。
	1 地区の協議会などの組織の機能を生かして本件の施策推進を図る。
	2 地域別対抗が可能で、大人も子どもも一緒にできるスポーツや文化(伝統的な遊びな
	ど)の大会等を持続的に開催することや、「札幌音頭と踊り」を募集してある程度公的な
	扱い(制定)をして、地域のイベント等の際に活用、浸透を図るなど、一体感を醸成する。
32	大人も保護者も「子どもが地域社会の中で活動することは子どもの成長にとって有益で
	ある」ことの認識が欠如しているという側面もある。
	基本施策にある「子どもサポーター養成講座」が有効なものであるならば、まず地域で
	先頭になって活動している大人集団「札幌市青少年育成委員会委員」全員が受講し、その
	資質を高めることが重要と考える。
	子どもの意見表明や参加は大切だが、当初は大人から子どもへの働きかけによりその土
	壌を構築していき、いずれは子どもの主体的な動きにつながればと考える。そのことを意
	識的に仕組みづくりをしていくべき集団が青少年育成委員会であるので、もっと活用して
33	はしい。 学校や地域で子どもたちに思いやりの心や奉仕の精神を育成していく取組が切望され
33	子仪や地域でするもために心がですの心や拳仏の相称を自成していく取組が切室される。
	る。   そのため、まちづくりセンターや連合町内会が中心となり、札幌市全地域に、子ども会
	を含め、子どもを支援し活動に協力する組織を設立することが「子どもの権利に関する推
	進」の一歩と考える。
34	「子どもの参加の機会の充実と支援」について、PTA活動に以下の「C」を入れた具
	体的な施策を入れてもらいたい。
	ここでいう「C」とは、「コミュニティ(community)、コミュニケーション
	(communication)、カウンセリングスキル (counselingskill)、チャイルド (child)」
	であり、少子化で教職員数が減った学校現場をサポートする保護者の役割に期待したいの
	と、予防的なカウンセリングスキルを理解することで子どもたち同士や保護者同士、保護
	者と教職員、保護者と子どもの自尊感情を高め、不登校や自殺予防にも期待できる。
	また、集団を対象とする予防的カウンセリングができる「教育カウンセラー」・「ピア・
	サポート・トレーナー」の養成について青少年育成委員の活用やまちづくりセンターの協
	力にも期待したい。
35	学びの支援や参加の機会の充実に関しては、小学生を対象にしているイメージがある
	が、全ての条件が整った学習環境の中ではなく、異年齢学習等による実際的な体験を通し
	た意識の醸成が効果的だと思う。
	特に、高校生などは自らの意見を具現化することも可能であり、意見だけではなく運営
	についても参画できるような仕組みが効果的なのではないか。

# 基本施策3「子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援」 2件

No.	意見の概要
36	学校教育の視点は書かれているが、生涯学習あるいは生涯教育の視点で子どもを育む趣
	旨を入れる必要がある。
	素案には子どもの自立と社会化が大目標として書かれているが、子どもが「生きる力」
	あるいは「自ら権利主体として札幌のまちを担っていく力量」を身につけていくためには、
	社会に出たときに必要とされる知識・経験・実践力を見据えた学びないしは教育という視
	点が大切である。子どもが生涯にわたってこれから生きていくために、必要な基礎的能力
	を子どものうちから身につけていくことの重要性について言及することが必要である。

No.	意見の概要
37	「プレーパーク事業の推進」について、川崎市で行っている公設・民営の「川崎市子ども夢パーク」事業と類似の事業を期待したい。なお、このプレーパーク事業には計画段階から市民活動との協同が望まれる。

# 基本目標2「子どもを受け止め、育む環境づくり」 37件

基本施策1「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 34件

No.	意見の概要
38	子どもの権利条約は、もともと両親や同級生からのいじめや傷害などから生きる権利を
	守る必要性から生まれたものであり、札幌の権利条例は、はき違えている。だからモンス
	ターペアレント等の親が、学校が子供の言う通り聞かないと苦情を言い、それを学校がき
	かなくてはいけない等、おかしい状況になっている。
	子どもの体験や参加についても正しい数字があらわれておらず、市に都合のいい数字を
	出しているだけであり、いじめについて、「いじめられていると思わない」が 90%だが、
	現状は違う。本人がいじめられていると思うと言うといじめなのである。もう少し子ども
	の居場所や遊べる場所を作るべきだと思う。
39	「児童相談所将来構想に基づく取組の推進」は重要であるが、早急な児童相談所の増設
	が望まれる。
	子どもの権利擁護体制の強化のためには、児童相談所・各区・アシストセンター・法務
	省人権擁護委員会(子どもの人権専門委員)・子どもの権利委員会(札幌弁護士会)等との連
4.0	携が必要である。
40	「多様化する保育ニーズに対応する」ために、「保育ママ」制度などを導入して、現実
	にある保育制度を崩壊させるのではなく、認可保育園の増設と保育園機能の充実と発展、
	幼稚園の有効活用こそが求められている。この施策は本末転倒である。
41	子育てサロンの開催曜日を増やしたり、地域開放図書館や児童会館にも乳幼児の受け入
	れ態勢があれば、居場所が増える。母子保健訪問指導には地域のサロン関係者も同行し、
	積極的な誘いの声掛けをするという手もある。母親の精神的なゆとりは子どもにとって一
40	番大切。 - オラで「ローカーニノフーバニンフ」たみらていてから、
42	本気で「ワーク・ライフ・バランス」を考えているなら、企業責任に転化せず安心して
	│働き暮らせる雇用創出と労働環境の整備に、他の部局とも連携して札幌市独自の施策を打 │ってもらいたい。道や国にも強く働きかけてほしい。
	うくもらいたい。
	金をもらう、誘致条件に合った地元の労働者採用の条件を正規職員とする、非正規労働者
	であっても最低賃金は生活保護基準(単身)に匹敵する時給千円にする、無償残業や長時
	間労働をやめさせ、その分をワーク・シェアリングで雇用し改善した企業をこそ支援する
	制度をつくる、第一次産業の振興と雇用創出に行政として支援を強める等、ワーク・ライ
	フ・バランスを追求できる環境作りに力と予算を注ぐべきだと思う。
	親の収入が子どもの教育格差に反映している現実について、教育上の制度の充実も必要
	であるが、おおもとを解決する施策を、国がやらないなら地方自治体が北海道とも連携し
	て進めるべき。
43	「特別な支援を必要とする幼児への支援体制の充実」事業は、単なる連絡会の充実に止
	まらず、予算的処置を講じて、学校支援員・学びのサポーター等を多く配置し、「障がい
	のある子ども」も地域の学校に通学できるような体制を確立してもらいたい。
44	インクルーシブ教育が促進されるよう、教員配置や施設の充実を含めて、子どもや保護
	者が希望する選択が自由にできる環境づくりを先行させるべき。

No.	意見の概要
45	「子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくり」について
	・素案の「不登校児童生徒に対する支援のあり方を研究、相談指導学級等の公的機関やフリースクールなどの民間施設との情報交換や連携による対応をより一層充実します。」という表現を「不登校については、従来の学校復帰策だけにとどまらず、生涯教育や福祉の観点から、広く「社会的自立」を目指しての支援を行います。そのために、フリースクールなどの民間施設との情報交換や、業務委託・助成も含めた連携をより一層充実します。」に変更する。
	・主な取組のうち「フリースクールなど民間施設との連携」について、「フリースクールなどの民間施設との情報交換や連携を進めるとともに、その支援のあり方を研究し、対策を進めます」を「フリースクールなどの民間施設との情報交換を進め、民間施設も参画した不登校対策協議会設立や、相談指導学級などの業務委託、運営助成も含めた連携を図ります。」に変更する。
	・関連する主な取組や事業に以下の事業を追加する。 ①児童相談所が行っているものとは別に、不登校児童生徒のためのメンタルフレンド事業 を創設する。
	②相談指導学級を増設し、各区に1つにする。また、相談指導学級に通いづらい子どものため、学外に適応指導教室を導入する。※①②については、フリースクールなどの民間施設に業務委託し、官民協働で効率的に対応する。 ③フリースクールなど民間施設で学ぶ子どもへの財政的支援を行う。
	【同様の意見 他 5 件】
46	札幌市内には、公教育になじめない子供たちが 1,600 人以上いるが、それをフォローす
	る人間が数名とは情けない。机上の空論より、即行動を今こそ起こしたい。 フリースクールネットと公教育の両輪で、子供はみんな、幸せになれる権利がある。
47	学校におけるいじめ・不登校などの理由により、フリースクールに通う子どものサポートは喫緊の課題である。
48	不登校の子供たちは「教室」に居場所がないと考えられる。相談指導学級を増やす、フリースクールに通いたい子供たちへの教育料補助・給食費の免除・利用日数を出席日数に 数える等の支援が必要。
	そういう学び方は特別ではない、とする学校・世間の意識改革はもっと必要。 また、地域開放図書館をもっと学校外の方へ宣伝して、さまざまな人たちが集える、地域と学校の懸け橋にできれば学校特有の閉塞感が薄れるのではないか。
49	域と子校の窓り備にてされば子校行有の財産恩が得れるのではないが。   「札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置し、情報モラル教育の推進
	に取り組む」とあるが、「学校におけるいじめ対策」について、情報モラル教育も大切だが、子どもが悪影響のあるインターネットサイトに接続できなくするよう、市としてフィ
50	ルタリングを制度化することが急がれる。
	られる。現代の幸せ感の薄い子供たちのためにどう捉え守っていくのか。企業の参入 子 供の商品化でますます子供たちにとって大変な時代になっていく中での不安は改善され
	ていくのか。 課題がいくつもの文章で説明されていて分かりやすかったが、働きかけていく事についてもう少しふみこんだ解答があるとよい。
51	「学校におけるいじめ対策」事業にある、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進 協議会の設置はその運用が重要であり、子どもの権利侵害につながらないような配慮が望 まれる。
52	\$400°   「学校におけるいじめ対策」について、最近はいじめが増えてきており、ニュースでは
	報道されないいじめが原因で自殺をする子どももいる現状であるため、まずはいじめの早
	期発見、早期対応に全力で取り組んでいただきたい。
	また、早期発見後の心のケアも大切なので、学校や保護者と共に子どもを守ってあげて
	ほしい。

No.	意見の概要
53	「いじめ」の防止には、子どもの権利条例について学校でしっかりした指導案を作製し、
	丁寧に時間をかけて指導をしていくことが必要である。
	この計画が子どもたちに定着するには、子どもの権利条例に対する学校と教育委員会の
	意識の低さが懸念されるため、学校・教育委員会の意識改革がまず大切。
54	「全児童生徒を対象にした、いじめに関する実態調査」はいらないと思う。必要なのは
	人権教育と相談機関の正確な情報。
	基本的人権の相互尊重が育まれ、いじめを子どもたち自身の自治能力で解決できる環境
	を学校や大人が用意しなければならない。それがすぐには効果が表れないであろう現段階
	では、子どもアシストセンターなど相談機関の情報を正確に子どもに提供し、困っている
	子どもや困っている子どもの存在に心を痛めている子どもが相談できる環境を整えてや
	ることだと思う。
55	「放課後の居場所づくりの推進」について、「しなの児童会館」が信濃小学校から遠く
	離れたところにあり、子どもが通うにはとても不便で、学校を挟んで西側の子供には使用
	不可能な環境にあります。ミニ児童会館のような居場所づくりを進めていただきたい。
56	ミニ児童会館と児童会館とに分けて運営するよりも、一つの施設で小学生から高校生が
	一緒に利用できる施設でも良いのではないか。児童会館が子どもだけではなく、お年寄り
	の方も利用できれば、子どもとお年寄りの交流の場となり、地域福祉やボランティア活動
57	への理解を深める機会になると思う。 児童クラブの登録対象学年を「小学校3年生まで」から「小学4年生まで」について
37	
58	「放課後の居場所づくりの推進」事業、留守家庭児童対策を充実させるため、「民間児
00	童育成会の助成対象児童」は、「小学校4年生まで」ではなく、予算的処置を講じて「小
	学校6年生」までと充実してもらいたい。
59	留守家庭児童対策として「小学4年生まで拡大することを検討します。」とあるが、予
	算化はこれからではあるものの、すでに 昨年の議会で決定していることなので、「検討
	します」の表現は不適切である。ここに載せるなら、「更に、5~6年生までの拡大を検討
	します」なのではないか。
60	「保育ママ」制度を必要と考え予算措置を講ずるのであれば、現行の人数要件に満たな
	い民間学童保育施設に対しても最小限、「保育ママ」と同等の助成が必要。留守家庭児童
	事業の対象から人数要件を外すべき。
61	児童クラブの登録を小学校3年生から小学校4年生にするのは賛成である。できれば時
	間についても 18 時から 19 時になったらと思っている親は多いと思う。
62	「課題を抱える中学校卒業後の子どもへの支援」事業、「子ども・若者支援地域協議会
	における活動支援」事業など一定の前進が見られるが、若者支援の観点からは全体として
	後退があるのではないか。
63	「児童会館を活用した学び直しのサポート」とあるが、「学び直し」とサポートのイメ
0.4	ージは、どのようになるのか。
64	「子どもが安心して過ごす居場所づくり」について、今の子どもたちは、何が危険で、
	何が安全か、こうしたらどうなるかという予測ができない子が多い。 これでは、大人がどんな安全な居場所を作ろうが、あまり変わらないように感じる。大
	には何が必要か考え、昔の子はできて現代の子ができない違いは何か知り(育ちなのか、
	周りの環境なのか。) 施策を考えられると、もっと良い。
65	「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」について、娘がミニ児童会館に通って
	いるが、だんだん行きたがらなくなっている。親も子も安心して過ごせる居場所があれば
	と思うが、親の安心と子供の気持ちとのギャップもあり、難しい問題である。
66	我が家の子供たちもパソコンを使用しているが、パソコンは良いことも悪いことも伝わ
	っていくので親も気をつけて見ていかないとならない。
L	-

# 基本施策2「活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり」3件

No.	意見の概要
67	札幌ではなじみの薄いプレーパーク事業について、市主催の勉強会やワークショップを
	開催することにより、市民の認知度も上がり、受け入れていく土壌ができていくのではな
	いかと思う。
	注釈で書かれている内容では、プレーパークというものの理解ができないと思うので、
	具体的な内容を説明していただきたい。
	子どもの居場所に関して、他都市の例のように、フリースクールの力を借りて、プレー
	パーク事業の実現を検討いただけると、より多くの子どもたちの居場所が確保されていく
	ように感じる。
	実施場所については、子どもたちが多く住んでいる場所が適当ではないか。
	プレーパークは料金がかからない遊び場であり、全ての子どもを受け入れていく素地を
	持ち合わせているので、札幌にまず一つでもできれば、必ずやその動きは広がりを見せ、
	子どもだけでなく、大人にとっても、かけがえのない居場所になると思う。
68	「プレーパーク事業の推進」について、川崎市で行っている公設・民営の「川崎市子ど
	も夢パーク」事業と類似の事業を期待したい。なお、このプレーパーク事業には計画段階
	から市民活動との協同が望まれる。 (№37 の再掲)
69	小・中・高校生が、乳幼児やその親と接する機会を作ってほしい。乳幼児の子どもの権
	利を守るために一番有効なのは、たくさんの人と接する機会を得て愛されることではない
	か。また、親の孤独感軽減・母子カプセル感覚を変えないと、子どもにとって家庭が居場
	所となりにくくなる。

## 基本目標3「子どもの権利の侵害からの救済」 17件

# 基本施策1「子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実」 10件

	ete La La last and
No.	意見の概要
70	「子どもアシストセンターの運営」事業、一層の充実を願いたい。
71	アシストセンターの相談員を、任命制ではなく、公募制にしてはどうか。
	内容を相談員で集団検討する場合も、学校関係者だけの認識では不十分である。裁判で
	さえも裁判員制度を導入して感覚や判断の多様性をとりいれているので、子どもの相談を
	統治者の側の関係者だけの構成で対応するというのは弱点である。元教員でなくとも、子
	どものアシストに関わってカウンセリング力等にたけている人はたくさんいる。アシスト
	センターの多様性は、信頼に結びつくと思う。
72	「いじめに関する実態調査」は、不登校生徒の意見も反映されなければ全く意味がない。
	フリースクールや不登校児の親の会等にも協力を要請すべき。
73	「学校におけるいじめ対策」事業にある、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進
	協議会の設置はその運用が重要であり、子どもの権利侵害につながらないような配慮が望
	まれる。(No.51 の再掲)
74	「全児童生徒を対象にした、いじめに関する実態調査」はいらないと思う。必要なのは
	人権教育と相談機関の正確な情報。
	基本的人権の相互尊重が育まれ、いじめを子どもたち自身の自治能力で解決できる環境
	を学校や大人が用意しなければならない。それがすぐには効果が表れないであろう現段階
	では、子どもアシストセンターなど相談機関の情報を正確に子どもに提供し、困った子ど
	もや困っている子どもの存在に心を痛めているこどもが相談できる環境を整えてことだ
	と思う。 (No.54 の再掲)
75	「児童相談所将来構想に基づく取組の推進」は重要であるが、早急な児童相談所の増設
	が望まれる。子どもの権利擁護体制の強化のためには、児童相談所・各区・アシストセン
	ター・法務省人権擁護委員会(子どもの人権専門委員)・子どもの権利委員会(札幌弁護士
	会)等との連携が必要である。(No.39 の再掲)

No.	意見の概要
76	児童虐待について、学校と家庭だけでは分からない部分があるので、近所の声を大切に
	し、子供の変化を見逃さないように気をつけていかなければならない。
77	現実として、不登校児童が学級にいて、対応には大変困っている。
	担任だけでは、連絡し続け家庭訪問をするだけでも負担となっているので、学校内だけ
	でなく、外部の専門機関と連携していけることはとても心強い。また、「対応の手引きを
	配布」とあるが、それだけでは、見る人も少ないと思う。学校ごとに研修会を開くなど、
	聞かざるを得ないくらいの場が必要。
78	不登校児童の多くは、学校関係者とは直接会いたがらないと思われるので、子どもの安
	否確認をしたければ即外部に依頼してしまってよいのではないか。但し、追い詰めるよう
	な言動がないよう委託される人への教育が必要。
79	「児童虐待の手引き」や「研修」の対象を教員に限定しているが、現実問題として児童
	虐待は低年齢化しており、学齢期前の子どもにおいても対策が必要。よって、保育士、幼
	稚園教諭、民間学童保育の指導員、児童会館のスタッフ、フリースクールのスタッフなど
	あらゆる子どもと関わる機会の多い大人に、「手引き」や「研修」を提供すべき。
	行政には、実践的な横の連携のセンターの役割を果たしてほしい。
1	

# 基本施策2「権利侵害を起こさない環境づくり」 7件

No.	意見の概要
80	教育関係者の研修とは違った意味の大人向けの「公開授業」を年間計画に入れて推進し
80	でもらいたい。特に入門編的な内容は、区ごとに小・中学校区単位できめ細かく、できれ
	ば高校も含んだ各校のPTA、町内会の青少年育成委員などと連携して、年間計画に入れ
	てもらい、「出前講座」として職員や権利委員が出向いていくようにしたらどうか。
	ペーパーや電子機器で良しとしないで、「足で稼ぐ」、他機関・機構との調整ではなく、
	知ってもらいたい相手=保護者・元保護者との距離を縮める施策に労を注ぐ段階である。
	協議や調整は確かに必要なだが、この分野の具体化が遅れていると強く思う。
81	「民族教育」とは、どのようなイメージなのか。
82	障がいを抱える事は決して特別なことではなく、誰でも突然なり得る、他人事ではない
	という事を教えてほしい。
	普通学級に在籍していて、若干みんなより遅れがちな児童に対して助け合う姿勢がな
	い。しかも、目に付きやすいので教師がよく注意し、児童からますます軽視され、はけ口
	になりやすい。小学校高学年よりも、まず教育関係者に対して教育し直してもらいたい。
83	基本目標1の基本施策2及び基本目標3の基本施策2について、子どもたち自身がより
	良く生きていくための権利(手法)を理解し、活用していくことは、同時に自分が誰かの
	人権を侵害しないことも理解していく必要があるのではないか。
	特に、多様な価値観がある現代社会では、きちんとコミュニケーションをとることが権
	利侵害を起こさないことにつながると思う。そのため、民族教育や男女平等の個別の学習
	も大切だが、子どもやそれに関わる大人たちへの人権教育が重要になってくる。
84	学校を使用した「公開授業」の設定を、毎年全区開催をめざしてもらいたい。また、可
	能なら、ウィークエンドの開催として市民参加ができるような設定にしてほしい。子ども
	にどういうふうに啓蒙されているのか市民が検証する大事な場だと思う。また、子どもと
	の関係でそれが難しいという側面があるとも思うので、ウェブで公開できないか。
85	「子どもの権利委員会」の活動が、権利侵害を起こさない環境づくりとなるよう、また
	誰からも活動が見えるような検証作業を行ってほしい。
	そのために、子どもの意見を広く聴き取る「子ども委員会」を常設で設置してほしい。
	【同様の意見 他1件】

# 基本目標4「子どもの権利を大切にする意識の向上」 7件

# 基本施策1「子どもの権利に関する広報普及」 6件

No.	意見の概要
86	基本的人権や子ども期の人権についての年齢にふさわしい教育プログラムを「推進計
	画」に加える必要があると思う。
	札幌の条例の豊かな特質の一つは、前文にあるように「日本国憲法と国連子どもの権利
	条約に基づいている」ことである。基本的人権と子ども期の人権についての子ども期の成
	長段階に応じた理解があってこそ、具体的な施策が生きてくるのだと思う。
87	「人権」に関し、無関心な人が多く、ボランティア団体内でも、学習することは困難で
	あるので、一般向けの資料をつくってほしい。
88	メディアの活用などでの広報啓発活動に取り組むのはよい。市民の目につく所にポスタ
	ーを貼ったり、この計画に関するチラシを配布するなど、もっと市民にこのようなものが
	ある事を知らせていかなければならない。計画の内容は良いが、もっとわかりやすく簡単
	な言葉で表記した方が、より関心を持つ人が増えるのではないか。
89	子どもの成長・発達段階は個々によりさまざまであること、見た目にはわかりにくい障
	がいがあることを明記しないと、かえって他と比べられて苦しむ子どもが増える事になり
	かねない。
90	今年の8月、「いのち輝け!」をテーマに全国高等学校PTA連合会の全国大会が札幌
	で行われる。そのプレ企画として、道高P連ないしは大会実行委員会と未来局の共催で「子
	どもの日」前後などに、子どもの権利(=子ども期の人権)を広く学ぶ企画をもってはど
	うか。
	子どもを守る社会としての、大人としての責任と反省の意をこめて、「いのち輝け!」
	をメインテーマとする大会をめざす実行委員会だから、共に追求できるチャンスに思う。
91	「さっぽろ子どもの権利の日」事業には、企画段階から子どもの参加が意識されている
	が、子どもの権利について継続的な活動を担っている市民活動団体との協同も考慮してい
	ただきたい。

# 基本施策2「子どもの権利に関する学びの支援」 1件

No.	意見の概要
92	(小・中学校での)「出前授業の実施」事業は注目したい。「保育所職員への研修の実
	施」事業は「幼稚園職員」「学校の教職員」にも子どもの権利に関する一層の研修を望み
	たい。

# 第5章「計画の推進と評価」 5件

No.	意見の概要
93	推進体制について、「各種関係団体と連携を深めながら」とあるが、学校、保育所、幼
	稚園、学童保育所などの子どもに関わる機関、子育て中の親も含め、一丸となることが求
	められており、具体的な表現が必要。
94	PDCAサイクルにより成果指標の目標値を目指していければよいが、少子高齢化の現
34	状をみて少し数値目標が低いように思う。
95	目標値を定めていることを評価するが、②と③の文言は、子ども向けなのか市民向けな
	のか曖昧である。子ども自身の評価と市民の評価を分けて目標値にはできないか。
96	「成果指標」として、「さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)」類似指標を踏まえた
	割合が表示されているが、「現状と課題」に記載された抽出調査(子どもに関する実態・
	意識調査)を判断基準として計画の推進評価を行うべきであり、計画素案に示された数値
	は副次的指標として取り扱うべきものと考える。
97	気持ちの問題を数値目標にするのは、強い違和感をもつ。この分野でやってはいけない
	設定だと思い、削除を求める。あえて、こうした表現を使うなら常に100%しかない。

# その他計画全般 14件

No.	意見の概要
98	札幌市立の幼稚園で、子供の権利についての出前講座や、「札幌らしい特色ある学校教
	育」に沿った読み聞かせを行おうとしたところ、幼稚園の反対で行うことができなかった。
	計画では、子供の権利について理解促進に努めるとしているが、職員が市が打ち出してい
	る方向や計画を知らないのではないか。
99	互いの違いを教育機関が認め子供たちに違いを教え、子供の権利を守っていくことが大
	切ではないか。
	幼稚園、学校は、未来を担う子供を教育し育てるという、保護者と同じ目標の元に、幼
	稚園、学校の役割を行ってもらいたい。
100	計画は、18歳未満であれば外国籍の子どもにも日本人と同じ権利を与えることになり、
101	また、日本の学校と同等の支援をする必要が出てくるので、反対する。
101	素案に反対する。まず、自国の日本国籍を有する市民を守ってほしい。外国籍を持つ子
	供は、日本国籍を有する子供と全く同じ権利は持てない。もっと愛国心をもったものが作
102	られるよう、「愛国心を持てるような子供の健全な育成」を望む。   子どもの権利を声高に言わなくても、親をはじめ大人社会がしっかりと認識する義務や
102	するもの権利を严同に言わなくくも、税をはしの人人任去がしろがりと認識する義務や  責任であることの方が求められている。
	真伝でめることのカが水められている。   さらには、町内会組織等の地域社会が子どもに目を向け、対策を講じることが行政とし
	て、今、やらなければならないことである。それに予算や人を当てれば、虐待や体罰・非
	行は少なくなる。
	計画については異議はないが、それを親や大人・地域社会全体で、取り組む義務や責任
	を前面に出すことを強く主張する。
103	子どもの権利については、主張することはわかるが、権利を主張するとその裏には「義
	務」も発生する。必ず、最低しなければいけない「義務」というものも考えなければ不十
	分で、わがままな自立のできない子どもたちが育ってしまうのではないか。
	子どもの権利を考えることは、大切だが、子どもの義務や親の義務もしっかり考え、公
	開していくべき。
104	子どもの権利については、全て、「子ども」を「人間(市民)」と置き換えることがで
	きる。
	いくら行政や学校、警察等が関与しようとしても、今の親権のあり方では、計画がただ
	の計画で終わってしまう。子どもへの虐待、給食費の未払い、育児拒否、放任、過保護・
	過干渉全て、親のあり方が問題。
	親が貧困、病気等で生活を支えることが難しいというのが原因で子どもの権利が守れな
	いようならば、社会で助けるシステムが必要であり、親の養育態度を考える方策(親権へ   も踏み込んでいける)もなければならない。
105	親の子供に対する意識の低さを感じる。産み、育てていくという意識のないまま親にな
100	一ってしまい、現実の大変さ、つらさから簡単に離婚、虐待などが増えているのではないか。
	一子供にとって、親はどうあるべきなのか、どのように関わりしつけていかなけばならない
	のか、教える者がいない現状である。
	日報のお腹の中にいる貴重な 10 ヶ月間は、父親と母親になるための期間であり、この
	期間を親になるまでの学校にしてみてはと思う。まずは親と子の関係、親子の触れ合いが
	一番のポイントである。それから地域住民、学校などが加わり安心できる環境の中で子供
	は育っていくのではないか。
106	推進計画を見ても、学校教育での取組よりも、社会教育での取組が目立つ。子どもに特
	化して施設での支援も重要だが、他の社会教育施設を活用した事業が有効だと思う。

No.	意見の概要
107	基本施策の推進のためには市民の連携(関心と協力)が大切であることが「計画の推進
	体制」に記載されているが、それを行うためには市民が理解しやすい表現とするべき。
	一例として、基本施策において「関係機関との連携」を頻繁に用いているが、市民は、
	「関係機関」と表記されてもそれがどのような機関を指しているかを十分理解し得ないと
	考えられる。特に昨今の市行政は庁内の局・部・課・係間においてさえ十分な連携がなさ
	れていないことを鑑みれば、「関係機関との連携」という一言で表現をすることは避ける
	か、注釈一覧に記載しておくことが妥当。
108	医療の現場に、患者と医師の話し合いをスムーズに行えるように調整する仕事として、
	「メディエーター」という職種がある。
	教育の現場にも「カウンセラー」と別にこのような方がいるとよい。また、子ども、親、
	先生、学校、それぞれの立場でかかえている問題についてバランスを図りながら考えるた
	めに広く問題提起をしていく事も大切である。プライバシー保護の問題もあると思うが、
	せめて委員会の種類や委員の数を増やす等多くの大人がかかわれる計画を推進してほし
	V '₀
109	子どもと関わることをなりわいとしている大人が、安心して子どもと関わることができ
	るよう、保育士、学童保育の指導員、児童館の職員に見られる低収入状況を打開する施策
	を打ち出してもらいたい。
110	予算の確保について、行政に携わる者が、市民に対して「市の財源がない」「予算がな
	い」と言うのはお門違いである。今、どの分野に市民が納めた税金を投入するのが憲法や
	地方自治法にある行政の責任を果たすことになるのか、常にそういう視点にたって庁内の
	予算折衝に当たってもらいたい。そこを議論し、財源を確保するのは行政の責任に属する
	┃もので、市民=それを要求する側に求めるものではない。そこを逆転させた、反問は"禁┃
	じ手"である。
111	その他計画に対する感想 1件

### 3 子どもの意見の概要

## 基本目標 1 子どもの意見表明・参加の促進 80件

## 子ども運営委員会・子ども企画委員会について 19件

#### 主な意見の概要

- ・意見を言うのが不得意な子もいるので、一部の子どもだけの意見で活動するのではなく、より 広く子どもの意見に耳をかたむけることができたら本当によいものになると思う。
- ・たくさんの子どもの意見を取り入れるために「子ども運営委員会」をもっと宣伝し、委員会への参加を募ればよい。
- ・子どもはいつも「子どもだから」「子どもが」などと言われて、意見を言うこともそうそうできなかった。「子ども運営委員会」ができれば、少なくとも意見を言えるようになると思う。 もしかしたら、その意見が通るかもしれないので、つくることに賛成する。
- ・子ども運営委員会、子ども企画委員会をつくることに賛成する。(16件)

#### 子どもの参加について 15件

#### 主な意見の概要

- ・児童会や生徒会だけでなく、一般生徒の意見も聞いてほしい。(2件)
- ・子どもとして一番身近な場所は、やっぱり学校なので、そこで意見を出したり、それが反映されたりすると「子どもの権利が守られている」という実感がわきやすい。
- ・学校の決まりごとについて子どもが意見を言えることについて賛成(5件)
- ・豊平区では生徒会サミットというものがあり、いろいろな問題について話し合っている。札幌市でも他校の子ども同士が話し合う場をつくるのはよい。
- ・町内会の集まりで行事の企画をしていると楽しいし、将来のことを考えたらこういう活動は必要だと思う。
- ・他の都市では、図書館で子どもが読み聞かせをしたり、子どもが行事に参加できる。札幌でもこのようなことや、図書館に入る本や行事の企画を子どもが行うとよい。
- その他の意見(4件)

#### 体験機会や子どもの学びについて 46件

### 主な意見の概要

- ・職業体験によって、働くことの意味や利益だけではなく、楽しさ、大変さをより深く実感できると思うし、親の苦労もわかると思う。また、親への感謝の気持ちも強くなると思うし、将来仕事をしたときも、子どもの時の職業体験は生かしていける。
- ・自分のなりたい職業を見つけたり、就職の意欲がわいたり、将来のことをしっかり考えることができる。
- ・将来のことを考えて職を選ぶには、何回か繰り返しやったほうがいろいろなところに行けて 自分の親が働いている様子や大変さが分かるのでよい。
- ・職業体験先に迷惑がかからない工夫が必要。
- ・他都市にあるような誰もがたくさんの職業を体験できる施設があるとよい。自分に向いた職業 が見つかるので、人気のある職業に加えて、あまり知られていないような職業も加えるとよい。
- ・「札幌らしい特色ある学校教育」は、札幌の街に自信や郷土愛を持てるよい取組だと思う。
- ・職業体験や学ぶ機会を増やしてほしいという意見。(40件)

#### 基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり 97件

#### 児童会館・ミニ児童会館について 29件

- ・児童会館で放課後どのような活動をしているのか分からないし、小学生だけが使う施設という イメージが強くて、なかなか行きづらい部分もあるから、毎月児童会館便りみたいなのを配布 して、児童会館の状況を知らせてほしい。
- ・児童会館を知らなかったのでもっとPRしてほしい。(5件)
- ・児童会館は学校では遊べないことができるし、これからも、児童会館で楽しく遊びたい。
- ・児童会館の活動を続けてほしい。(6件)
- ・児童会館は多い方がいい。小学校の近くにあるといい。

- ・子ども運営委員会を知らなかったので、機会があったら参加したい。
- ・小学生の時、一度児童会館に行こうと思っていたけれど、ものすごく入りづらかった。だから 誰でも入りやすいようになってほしい。
- ・誰でも気軽にいけるようになってほしい。(2件)
- ・児童会館がないときは、ミニ児童会館があるのは、とてもよい。
- ・ミニ児童会館をつくることに賛成の意見(5件)
- ・近くに児童会館があるないにかかわらず、すべての学校にミニ児童会館をつくってほしい。
- ・その他児童会館に関する意見(4件)

### 子どもの居場所について 57件

#### 主な意見の概要

- ・「公園に新しい遊具をつくってほしい」、「スキーやスケートができるようにしてほしい」、「ボール遊びができるようにしてほしい」(31件)
- ・不審者が出ないようにしてほしい。(2件)
- ・学校以外の場所でも安心して過ごすことについて、学校に行きにくくなって、フリースクール に行きたいと思っても、近くになくていきずらい人もいるから、できれば増やして学校の人か ら行けなくなった人にすすめたりすると、もっとたくさんの人が学校以外でも学べると思う。
- ・フリースクールの授業料を市で負担してほしい。
- ・自分のペースで努力できるフリースクールは気持ちが楽になる。フリースクールで過ごす自分 も認めてほしい。
- ・出席日数で行ける高校の選択肢がせばまらないようにしてほしい。
- ・学校だけではなく、子どもたちにとって安全な遊び場所を作ったり、障がいをかかえた子の ために安心して過ごせるような環境づくりをしたりするなどすべての子どもたちのことを考 えていろいろな場所をつくってほしい。
- ・公園やスポーツ施設などをつくってほしい。 (7件)
- ・学童保育所をもっと増やしてほしい。
- ・子どもが安心して過ごす居場所があることに賛成という意見(4件)
- ・その他の意見(7件)

#### 子どもが中心となった活動について 11件

#### 主な意見の概要

- ・ボランティア活動を行うのはよいと思う。最近、地球温暖化についての話題を耳にする機会が増えたので、子どもの環境に対する意識を高めるのはよい。
- ・他人と交流をしたり、たくさんの経験をすることによって、自分のためにもなるし、公園などで子どもたちのやりたいと思ったことをなるべくできるようにすることは、子どもが責任をもって他の子と交流をすることができてよいことだと思う。
- ・子どもが中心となった活動や自然体験の機会を増やしてほしい。(8件)
- ・「自分の責任で自由に遊ぶ」とあるが、もし子どもが誰かにケガなどをさせてしまったときに、 その子どもが責任をとるとしたら、その考えは違うと思う。

## 基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済 127件

## 子どもアシストセンターについて 43件

- ・悩みをどうしても誰にも言えない人がたくさんいるので、とても大切だと思う。
- ・電話で相談して一緒に解決の手伝いをしてくれるのは、とても安心する。
- ・たとえ困っていることがあっても、やっぱり電話はしにくい。そういうところに電話した事が 友だちにバレたら恥ずかしいし、いくら悩んでいたって「電話したところで何が変わるの?」 というのが正直な感想。
- ・気軽に相談できるような工夫をしてほしい。(12件)
- ・悩みごとがあったら、友だちか家族に話すと思う。
- ・いじめのせいで、それがなくなってもその人にトラウマが残るので、いじめ以外でもアフター ケアをしてほしい。周りでも万引きなどが起こっているが、罪を犯した子どももやり直し、傷 にならないようにしてほしい。

- ・もっと知ってもらうべきという意見(4件)
- ・子どもアシストセンターが何を行っているかなどをみんなに知ってもらうのが大事だと思うので、もっとプリントやカード、ポスターなどを増やせばよい。
- ・電話相談はどう行われているのか、教えてほしい。(2件)
- ・子どもアシストセンターがあっても権利を侵害されている人が知らないと全く意味がない。「子 どもアシストセンターなどの相談の場が札幌市にはある」ということをもっと多くの人に伝わ るように宣伝してほしい。
- ・話しづらそうだから、切手のいらないはがきを学校でみんなにわたしたほうがいいと思う。
- ・子どもだけではなく、親も相談できるフリーコールなどがあるとよい。
- ・電話で相談できるのはいいと思うが、実際に電話はくるのか。
- ・子どもアシストセンターの活動に賛成という意見(11件)
- その他の意見(4件)

#### いじめや児童虐待について 46件

### 主な意見の概要

- ・いじめや虐待があった場合、その子どもの通う学校や保護者に精神的なケアを依頼したり、警察と協力して徹底的に調べることも必要。ニュースで見る限り、注意だけでは終わらないケースもあるので、もっと厳しく罰したりする必要もある。例えば、近所の人から話を聞くなどの情報収集を積極的に行えばいいと思う。
- ・近所の人が気付いてあげれば、やめさせることができるので、協力すればいい。
- ・いじめや虐待などの権利侵害について、少しでいいから、具体的な活動を地域でもしてほしい。
- ・子どもに虐待の調査をしたらよい。(3件)
- ・親の子育てに対するストレスを解消するとよい。(2件)
- ・虐待をしてしまった親へのメンタルケアも必要。
- ・親に直接注意できるようにする。(2件)
- ・警察や地域の人と協力するとよい。(5件)
- ・大人と子どもが交流する機会があるとよい。
- いじめや児童虐待をなくしてほしい。(15件)
- 学校でいじめがある時はアンケートだけじゃなくて、きちんと指導すべき。
- ・総合的な学習の時間で、いじめについての学習などをするとよい。
- ・学校の先生も親と話したりする機会を増やしてほしい。
- ・児童相談所を増やして、その場所や詳細について書かれているプリントを学校で配るとよい。
- ・むやみに子どもをつくってしまうことが、虐待を引き起こす原因だと思う。子どもを育てる というのは、とても大変だということや、しっかりと考えたうえで子どもをつくらなければい けないということを、知っておくため、学校などでも一歩踏み込んだ教育が必要。
- ・スクールカウンセラーを増やすなどして、相談しているのを他の人に知られたくないと人の ために、定期的に一人ひとりに対して相談を行う。(2件)
- ・地方公共団体だけでなく、国の法律から根本的に変えていかないと繰り返されると思う。
- ・法律で守れていないものを条例や計画をつくって虐待が減るのか。(2件)
- ・自分の気持ちを打ちあけづらい子どもでも何の抵抗もなく利用できる機関をつくるべき。
- ・学校の近くに「悩み相談所」をつくる。
- その他(2件)

#### 子どもの権利の侵害が起きないための取組について 38件

- ・外国籍の人や障がいのある子どもとの交流する機会をつくってほしい。(6件)
- ・いじめに対する想いを伝えるために学校で作成したビデオなどを見せるとよい。
- ・いじめ、差別や虐待などがなくなるよう、なるべく小さいころから学ぶ機会があるとよい。(3 件)
- ・差別が起きないように自分たちも気を付けていきたい。(3件)
- ・子どもは、大人を見て育つのだから大人をかえていけば子どもも変わると思う。
- ・人権について学ぶ機会が増えることに賛成の意見(18件)
- ・権利侵害は一人ひとりの意識なので、強制しても意味はなく、むしろいじめを増やすのでは。

- ・「差別が起こらないように、何かをする」という時点でもう差別はおこっている。そんなこと はせずに自然に生活して、自然になじむのが一番。
- その他(4件)

## 基本目標4 子どもの権利を大切にする意識の向上 50件

#### さっぽろ子どもの権利の日について 16件

#### 主な意見の概要

- ・毎年 11 月 20 日を「さっぽろ子どもの権利の日」と決めているのは、とてもよいと思うが、 それだけでは広がっていかないので、今回のようなパンフレットやポスターを学校でくばっ て、みんなの目のとまるところにはるとよい。
- 知らない人が多いので、もっとPRすべき。(11件)
- ・行事の企画は、子ども運営委員会でも話し合ってみてはどうか。当日の行事は子どもの興味をひく話題や、大人が子どもに権利というものを教える機会を得られるようなことを行い、 札幌市の発展を目指すとよいと思う。興味をひく話題の例として、アニメやマンガのDVD のほか、その年に話題があったキャラクターや、DVDだけではなく本で紹介することで幅 広い年代の人に伝わっていくと思う。
- ・子どもの権利の日を広めるだけのために「子どもの権利の日」をつくるのは、お金のムダな ので、やめた方がよい。
- ・子どもの権利の日についての意見(2件)

#### 子どもの権利の広報について 14件

#### 主な意見の概要

- ・条例をつくったからには、すぐにでも何でもよいので実行に移していくべきではないか。もし、もう実行に移っているのなら、このパンフレットに結果をのせるべき。
- ・子どもの権利について、たくさんPRして、より多くの人に知ってもらうのが大切だと思うという意見(5件)
- ・アニメやマンガのDVD、これはとってもよいと思う。(賛成の意見他2件、反対の意見1件)
- ・市でがんばっていても、家では守られないこともあると思うので、親たちを集めて、子ども の権利のことを学ぶ必要がある。
- ・子どもに伝える前にまず、大人に伝えるべきだと思う。大人にもプリントを学校のほうから わたしたり、保護者だけでどこかに集まったりして知るなどいった方法で、大人にも知る機 会を与えた方がよい。
- ・子どもがある程度小さいうちに教育することや、同時に親にも十分理解してもらえるように しなければならない。
- ・子どもが知ることも大切だけど大人に知ってもらわなければなんの意味もない。あるようで ない権利になってしまう。

### 出前授業・学校の先生への研修について 19件

- ・出前授業をするときに紙しばいにすると印象に残る。
- わかりやすく要点をまとめてほしい。
- ・出前授業を行うことに賛成の意見(11件)
- ・難しくて忘れてしまうので、子どもの権利については、親や先生に教えてもらうだけで十分。
- ・多くの子ども(特に不自由なく暮らしている子たち)は子どもの権利について興味がないので、 出前授業や研修はいいと思う。
- ・現在、小中学生で子どもの権利を知っている人は少ない。しかし、多くの人たちにこの権利を 知ってもらわないといけないので学校を通じて権利について学ぶことがとても大切。
- ・子どもたちの学びの1番近くにいる先生に子どもの権利のことをよく知ってもらい、その内容を生徒に教えるという考えはとてもよい考えだと思うが、先生は忙しいので、授業で使う資料は、強制的に普及し、研修は自由参加にしたらよい。(その他、先生に対する研修を行うことに賛成の意見1件)
- ・学校の先生は忙しいので、研修には反対。子どもの権利については大人が知らないと、権利侵害はなくならないと思うので、出前授業や研修はやめて、テレビなどで放送すればよい。

# その他子どもの権利や計画全体への意見・感想等 16件

## その他の意見・感想等 16件

- ・資料に書いている「子どもの権利」を実現してほしい。これからもっと子どもにも大人にもよい社会ができてほしい。
- ・子どもの権利は大切であるという意見 (9件)
- ・その他意見・感想:6件